

プライバシーマーク制度における 確認審査の実施基準



一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

改廃履歴

| 版 | 制定・改定日 | 改定箇所・理由 | 施行日 |
|-----|------------------|-----------------------------|------------------|
| 1.0 | 平成 28 年 3 月 24 日 | 「確認審査」の運用開始に伴い、第 1 版を制定する。 | 平成 28 年 4 月 15 日 |
| 1.1 | 2019 年 6 月 27 日 | 産業標準化法（JIS 法）改正に伴い、用語を修正する。 | 2019 年 7 月 1 日 |

目 次

| | | |
|-------|--------------------|---|
| 1. | 一般 | 1 |
| 1.1 | 適用範囲 | 1 |
| 1.2 | 定義 | 1 |
| 1.2.1 | 確認審査 | 1 |
| 1.3 | 引用基準 | 1 |
| 2. | 対象者 | 1 |
| 2.1 | 確認審査の対象者 | 1 |
| 3. | 審査 | 1 |
| 3.1 | 申請 | 1 |
| 3.1.1 | 申請書 | 1 |
| 3.1.2 | 申請関連書類 | 1 |
| 3.2 | 申請書等の確認 | 2 |
| 3.3 | 審査担当 | 2 |
| 3.3.1 | 審査責任者及び担当の指名 | 2 |
| 3.3.2 | 手順の指示、情報の提供 | 2 |
| 3.3.3 | 申請者への通知 | 2 |
| 3.4 | 審査 | 2 |
| 3.4.1 | 審査事項 | 2 |
| 3.4.2 | 審査日及び審査場所 | 2 |
| 3.5 | 不適合の指摘及び改善 | 2 |
| 3.5.1 | 不適合の指摘 | 2 |
| 4. | 確認審査の結果 | 3 |
| 4.1 | 権限の委任の禁止 | 3 |
| 4.2 | 確認審査結果の通知 | 3 |
| 5. | 基準の改正 | 3 |

1. 一般

1.1 適用範囲

この基準は、プライバシーマーク制度における確認審査（以下「確認審査」という。）を行うプライバシーマーク指定審査機関（以下「審査機関」という。）が、その審査業務を遂行する際に遵守すべき事項を定める。

1.2 定義

この基準で使用する用語は、次に定めるものを除き、「プライバシーマーク制度基本綱領」、「プライバシーマーク指定審査機関指定基準」、「プライバシーマーク指定審査機関の確認審査実施の承認手続きに関する規約」及び日本産業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」（以下「JIS」という。）において使用する用語の例による。

1.2.1 確認審査

プライバシーマークの付与適格性の確認を目的とするものでなく、JISに基づき、事業者の規程や事業の単位、事業拠点等を第三者による監査として確認する審査。

1.3 引用基準

次に掲げる基準は、この基準に引用される限りにおいて、この基準の一部となる。

- プライバシーマーク指定審査機関指定基準
- プライバシーマーク指定審査機関が確認審査を実施する際の付与機関による承認に関する規約

2. 対象者

2.1 確認審査の対象者

審査機関は、確認審査の対象者となるのは、プライバシーマーク付与事業者に限ることを確実にしなければならない。

3. 審査

3.1 申請

3.1.1 申請書

審査機関は、申請者に対し、必要事項を全て記入した申請書を提出するよう要求しなければならない。申請書には以下の事項が含まれていなければならない。

- a) 確認審査を申請する旨の明確な記述
- b) 確認審査に関する要求事項を遵守し申請者を審査するために必要な全ての情報を提供する旨の、申請者の同意

3.1.2 申請関連書類

審査機関は、申請者に、申請書に添えて、次に掲げる書類を提出するよう要求しなければならない。

- a) 個人情報保護マネジメントシステム（以下「PMS」という。）を記述した文書（以下「PMS 文書」という。）
- b) 個人情報の適切な保護のためのその他の関係規程等

- c) その他審査機関が指示する書類

3.2 申請書等の確認

審査機関は、次に示す a) ~c) の事項を確認するため、提出された申請書及び申請関連書類の確認をしなければならない。

審査機関は、a) ~c) の全ての事項が確認できなければ、審査に着手してはならない。審査機関は、審査着手の正当性を示す記録を作成し維持しなければならない。

- a) 申請書及び申請関連書類が、3.1.1 及び 3.1.2 を満たしていること
- b) 申請者の事業内容及びその PMS についての情報が、審査を実施するうえで十分であること
- c) 申請者は審査機関が審査対象として定めている範囲に含まれること

3.3 審査担当

3.3.1 審査責任者及び担当の指名

審査機関は、審査方針に基づき、申請者を審査するために必要な知識及び技能を有する審査担当をプライバシーマーク主任審査員又は審査員の有資格者の中から指名しなければならない。

審査機関は、申請者との間に、審査の公正性や信頼性を疑わせるようないかなる利害関係も持たない者を審査担当に指名しなければならない。

3.3.2 手順の指示、情報の提供

審査機関は、審査の実施、並びに審査記録についての手順、申請書及び申請関連書類など、申請者を審査するために必要な全ての情報を、審査担当に提供しなければならない。

審査機関は、審査担当に、審査機関が定めた手順に従った審査をさせなければならない。

3.3.3 申請者への通知

審査機関は、審査担当の氏名を申請者に通知しなければならない。

3.4 審査

3.4.1 審査事項

審査機関は、申請者が要請する確認事項を客観的に評価するため、JIS Q 15001:2006 および審査機関が定める法令等を基準とした審査を実施しなければならない。

3.4.2 審査日及び審査場所

審査機関は、申請者と審査日及び審査場所について合意した上で、確認審査を実施しなければならない。

3.5 不適合の指摘及び改善

3.5.1 不適合の指摘

申請者の求めに応じて審査機関が不適合の指摘をする場合の手順は、少なくとも以下の事項を確実とするものでなければならない。

- a) 審査において、申請者に、審査担当が審査基準の要求事項に対する申請者の PMS の適合性に

関して書面又は口頭で特に重要と思われる事項を示すこと、並びに当該事項及びその根拠について申請者に質問の機会を与えること

- b) 審査担当は、審査基準の要求事項に適合するために是正すべき不適合を特定した文書（以下「指摘事項文書」という。）を審査機関に提出すること
- c) 審査機関は、指摘事項文書を速やかに申請者に送付すること
- d) 指摘事項文書には、少なくとも以下の事項を含むこと
 - i) 指摘事項文書発行の年月日
 - ii) 確認審査を行った年月日
 - iii) 指摘事項文書に責任を持つ者の氏名
 - vi) 要求事項に対する申請者の PMS の適合性に関する意見（不適合についての明確な記述を含む。）、及び該当する場合には以前の審査結果との有益な比較
 - v) 審査現場で申請者に提示した情報との相違があった場合、その説明

4. 確認審査の結果

4.1 権限の委任の禁止

審査機関は、確認審査の結果の決定を行う権限を委任してはならない。

4.2 確認審査結果の通知

審査機関は、確認審査終了報告書に基づき、確認審査の結果を申請者に通知する。

なお、確認審査の結果等は、申請日時点で申請者に付与されているプライバシーマーク付与適格性の瑕疵を意味するものではないが、その後のプライバシーマーク付与適格性審査において引き継ぐことができる。

5. 基準の改正

この基準の改正は、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て付与機関が行う。

本頁は空白です。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>